

選挙運動用自動車に係る設備外積載等許可申請手続きについて

選挙運動用自動車で設備外積載等許可申請手続きが必要となる候補者は、下記事項を確認のうえ、手続き願います。

なお、平成31年4月の統一地方選挙から、事前検査並びに告示日に役場庁舎前へ車両を持ち込んでの検査は実施していませんので、ご注意願います。

また、手続きに関する詳細については、中標津警察署交通課が担当となりますので、詳細については日程に余裕をもって窓口での確認をお願いします。

1 必要書類（各種2通必要になります）

- (1) 設備外積載許可申請書
- (2) 運転経路図
- (3) 申請者（運転者）一覧表 ※運転者が2名以上の場合に必要
- (4) 運転免許証（写し）
- (5) 自動車車検証（写し）

※法律改正により令和5年1月以降に登録した車両を使用する場合は登録事項証明書が必要です。

- (6) 車両の姿図や写真
- (7) その他（審査に際し求められる場合があります）

2 留意事項

- (1) 申請から許可証発行まで、数日かかりますので、早めの申請をご検討願います。
- (2) ルーフキャリアに看板等を設置する際は申請が不要の場合もあります。事前に日数に余裕をもって確認願います。
- (3) 申請書等は北海道警察ホームページから取得可能です。
<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/download/download.html#14>
- (4) 設備外積載等許可は、あくまで道路交通法上の許可であり、掲示等の文書図画に係る事柄は、公職選挙法が適用されますので、関係法令をご確認ください。

3 その他

不明な点がある場合は、必ず事前に中標津警察署交通課に問合せ下さい。

中標津警察署 72-0110

※注意※

許可申請時に対象車両を警察署に持込むことは、絶対にしないでください。
許可証発行前に対象車両を公道にて走行させた場合、道路交通法に抵触します。

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 ① 設備外積載 許可申請書 荷台乗車						
② 年 月 日						
③ 警察署長 殿						
④ 申請者 住所 氏 名						
申請者の免許の種類	⑤		免許証番号又は 免許情報記録の番号	⑥		
車 両 の 種 類	⑦		番号標に表示さ れている番号	⑧		
⑨ 車 両 の 諸 元	長	さ	幅	高	さ	最大積載重量
		m	m		m	kg
運 搬 品 名	⑩					
制限を超える大きさ 又は重量 ⑪	長	さ	幅	高	さ	重 量
		m	m		m	kg
制限を超える積載の 方法 ⑫	前		後	左	右	
		m	m	m	m	m
設 備 外 積 載 の 場 所			荷 台 に 乗 せ る 人 員			
⑬			⑭			
運 転 の 期 間	⑮ 年 月 日から 年 月 日まで					
運 転 経 路 ⑯	出 発 地		経 由 地		目 的 地	
	通 行 す る 道 路					
⑰ 第 号 制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 条 件 年 月 日 警察署長 印						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記入要領

- ① 該当する許可を囲みます。
- ② 警察署への申請日を記載します。
- ③ 申請先（出発地を管轄する警察署）の警察署名を記載します。
- ④ 申請車両の運転者の住所、氏名を記載します。（運転者が複数いる場合は、申請者欄に連記または別紙（運転者一覧表）を作成し提出してください。）
- ⑤ 申請者の運転免許の種類（大型、準中型、普通等）を記載します。
※ 最上位の免許種別を記載してください。
- ⑥ 申請者の運転免許証番号又は免許情報記録番号（マイナ免許証番号）を記載します。
- ⑦ 自動車検査証上の自動車の種別、用途等を記載します。
- ⑧ 車両番号（ナンバー）を記載します。
- ⑨ 自動車検査証上の自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量を記載します。（トレーラ連結車等の場合は、連結状態の長さを記載します。）
- ⑩ 運搬品名を具体的に記載します。
- ⑪ 実際に制限を超える積載物の大きさ等を正確に記載します。
 - ・ 長さ：積載した状態における積載物の長さ－（車長×1.2倍）の値を記載
 - ・ 幅：積載した状態における積載物の幅－（車幅×1.2倍）の値を記載
 - ・ 高さ：（自動車の積載する場所の高さ＋積載物の高さ）－3.8m（道路交通法施行細則に定める高さ指定道路のみを通行する場合は4.1m）の値を記載
- ⑫ 車体からはみ出る大きさを記載します。
 - ・ 長さ：前後それぞれのはみ出る長さ－（車長×0.1倍）の値を記載
 - ・ 幅：左右それぞれのはみ出る幅－（車幅×0.1倍）の値を記載
- ⑬ 積載する場所を具体的に記載します。（設備外積載許可のみ記載）
- ⑭ 荷台に乗せる人員を記載します。（荷台乗車許可のみ記載）
- ⑮ 実際に運行に要する期間を記載します。
- ⑯ 住所、道路名等を具体的に記載します。
- ⑰ 制限外許可証欄は警察署において記載しますので、何も記載しないでください。

注1 積載方法等により、許可できない場合があります。

注2 積載方法や車両の大きさにより、道路法に基づく道路管理者の許可（特殊車両通行許可）が別に必要な場合があります。

注3 申請書は2通提出してください。

注4 運転経路が他都府県に及ぶなど長距離に渡る場合は、許可証交付までに日数を要することがありますので、出発予定日から余裕を持って申請してください。